令和〇年（少）第〇号

暴行・暴力行為の処罰等に関する法律違反・銃砲刀剣類所持等取締法違反保護事件

意　見　書

令和〇年〇月〇日

福岡家庭裁判所　御中

少　　　　年　〇〇

付添人弁護士　福岡　九州男

少年に対する頭書事件について、付添人の意見は以下のとおりである。

意　　見　　の　　趣　　旨

　　上記少年については、保護観察とするのが相当である。

意　　見　　の　　理　　由

第1　非行事実について

非行事実について、少年は、被害者に対して馬乗りになって、ナイフを突き付け、「なめんなよ」などと申し向けたなどとされているが、非行事実について、争いはない。

　　　本件非行の動機は、少年が被害者との間で口論となり、感情的になって行ったものである。また、少年が暴力行為を行ったのは、本件非行のみである。

　　　したがって、非行事実からは少年の非行傾向が進んでいるということはできない。

第2　要保護性について

1　少年の課題

　⑴　本件非行は、少年が被害者の日頃の態度や行動に嫌気がさして、互いにトラブルとなって少年が行ったものであり、短絡的なものである。

　　　少年は、その場その場で感情的になり、後先考えずに行動する部分がある。また、事件化されなければ大丈夫だという考えもあり、少年自身の行動がどういった結果につながるのか、甘く考えている部分がある。

　　　以上からすると、少年の課題は、やってはいけないことはどのような理由があってもやってはいけないことだと認識することができるか否かにある。

　⑵　また、少年は、幼少期から、父親や施設関係者から暴力を振るわれたり、職場では従業員が暴力を振るうことが日常的であり、暴力に親和性のある環境で生育してきた。そのため、暴力行為に対する規範意識が欠如していた。

　　　かかることからすると、少年の課題は、暴力行為に対する規範意識を高められるか否かにある。

2　要保護性の解消

　⑴　反省を深め、暴力行為に対する規範意識が高まってきていること

　　　少年は、勤務先で一生懸命働いたり、週に１度、保護司から、勉強を教わり、勉学に励んでいたりする等、真面目に生活を送ってきた。実際、少年は、通信制高校への入学も考えており、本件非行事実で逮捕された翌々日に行われた通信制高校の説明会に参加する予定であった。

そのような状態であったにもかかわらず、少年は本件非行に及んでしまった。

しかし、少年は、逮捕・勾留され、観護措置がとられたなかで、自らの行為や今後のことについて再考した。

　　　少年は、令和〇年〇月〇日、付添人らと警察署で面会した際、「被害者本人とは仲直りしたのに、職員が通報して事件化された。納得できない。」と本件非行により逮捕・勾留されたことについて不満を述べていた。その後も、「相手から手を出されたら手を出していい。父親からもそう言われていた。」などと話し、暴力行為に対する規範意識が低い状態であった。しかし、その後、付添人だけでなく、会社の方や、以前から仲良くしていた方が面会に来てくれ、「自分をコントロールすることが大事。手を出したらいけない。」などと言われたことにより、少年は自身の行為について反省を深めていった。

また、勤務先の代表取締役との手紙のやり取り・面談や保護司との面談を経て、反省を深めてきた。

　　　以上から、少年は、勾留や観護措置を経て反省が深まってきている。

　⑵　進路について

少年は、本件非行事実を起こした際、寮で生活し、勤務先で稼働していた。そして、少年は、保護司でのところに赴き、高卒認定試験や通信制高校への入学試験のための勉強にいそしんでいた。

そして、少年は今後のことについて、勤務先で少しでも早く会社の力になれるよう頑張って働きながら学歴も取得していきたいと話し、ゆくゆくは高卒認定試験の取得を目指すとのことである。

　　　このように、少年は、今後のことについて具体的に目標を決め、目標の実現に向けて頑張っていこうと決意している。

⑶　両親について

　　　少年は、上述のとおり、両親が少年に対しどのように考えているのかを考えることができるようになっており、「今まで両親に迷惑をかけたから、働いて仕送りをして少しでも恩返しをしたい。」と話すようになり、少年自身が両親への想いを述べるようになってきている。

　⑷　勤務先について

　　　本件非行事実以前から少年が就業していた勤務先にて、同社の代表取締役が今後も少年の就業することを確約しており、少年自身も同社で働くことを希望している。保護司は、上述のとおり、少年のことを考え、少年の更生に向けて、少年との面会を複数回行い、少年と手紙のやり取りを行っている。

　　　また、少年の今後の居住について、少年の就業先である勤務先の代表取締役が同社の寮で受け入れることを確約しており、少年も勤務先の寮で居住することを望んでいる。

したがって、勤務先の代表取締役の少年に対する十分な観護・監督が期待できる。

　⑸　保護司との関係について

少年は、上述のとおり、保護司を慕っており、今後も保護司のもとで、勉強し、高卒認定試験の取得や通信制高校へ入学することを希望していて、保護司も少年の受け入れを希望している。保護司は、本件非行事実前から、少年と密接にかかわっていて、今後も手厚いサポートを行うことを確約している。

　⑹　小括

以上から、少年は、一歩ずつ前進しており、少年自身の課題を克服してきているところである。職場の上司や保護観察官及び保護司のサポートを受けながら、少年の更生意欲を支え、少年を社会内で処遇することは十分可能である。少年には、勤務先の代表取締役という監督者がおり、今後も仕事を行っていく目途が立っていることや保護司のサポートを受けられることから、施設への収容を踏まなくても、少年が更生できる環境は整っている。

第3　結論

　　　以上のとおり、少年の要保護性は、すでにかなりの部分が解消され、さらに今後、勤務先での生活などで大きく改善していくことが予想される。

　　　そのため、少年については、社会内処遇による更生が十分期待できる。そして、少年は、上述のとおり、今回、逮捕・勾留され、観護措置がとられた後、更生していることからすれば、保護処分による矯正可能性が高いといえる。

　　　よって、付添人は、少年を社会内で処遇すべく保護観察に付するのが相当と考える。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以　上